

令和7年6月

お客様各位

会津信用金庫

「破産管財人等特殊口座開設手数料」の新設について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、下記の通り、特殊口座の新規開設申込受付時・口座名義変更時における「破産管財人等特殊口座開設手数料」を新設したことをお知らせいたします。

今後とも、お客様の利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 手数料名 | 破産管財人等特殊口座開設手数料 |
| 2. 対象となる口座名義 | <ul style="list-style-type: none">・破産管財人・相続財産清算人(管理人)・不在者財産管理人・遺言執行者・遺産整理受任者・その他、法に基づく専門的な資格を有するものが代理人として開設する口座を含む。 |
| 3. 対象となる取引 | 新規口座開設時または他の口座からの名義変更を対象とします。 |
| 4. 手数料 | 11,000円 (税込み、1口座あたり) |
| 5. 実施日 | 令和7年7月1日(火) |

以上